

認知症対応型通所介護事業所 ハーモニーこがなの家

ご利用にあたっての重要事項の説明について

ご利用者に対する（介護予防）認知症対応型通所介護事業（以下、「当事業」とする）を開始するにあたり、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 施設の概要

(1) 法人

法人名	社会福祉法人くらしのハーモニー
所在地	京都府宇治市木幡金草原43番地
代表者名	理事長 丸山 貴司
電話番号	0774-33-8270

(2) ご利用施設

事業所名	ハーモニーこがなの家
所在地	京都市伏見区久我石原町1-4-1
代表者名	施設長 丸山 貴司
電話番号	075-334-5725

(3) ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		京都市長の事業者指定		利用定員
		開設年月日	事業者番号	
施設	地域密着型特定施設	平成21年11月1日	26	16名
居宅	認知症対応型通所介護事業	平成21年11月1日	26	12名
	介護予防認知症対応型通所介護事業	平成21年11月1日	26	

(4) ご利用施設の概要

1. 構造等

種類		(介護予防) 認知症対応型通所介護事業
建物	構造	耐火鉄骨造陸屋根式3階建
	建築面積	258㎡
	延床面積	699㎡

2. 主な設備

設備	面積	備考
機能訓練室	79.94 m ²	食堂を含む
浴室	13.64 m ²	脱衣室を含む
相談室	3.99 m ²	
静養室	8.46 m ²	

(5) 職員体制

職種	人数	職務内容
管理者	1 生活相談員兼務	職員の管理及び業務の管理
生活相談員	3 (常勤・非常勤)	相談・苦情受付等
介護職員	4 (常勤・非常勤)	ご利用者の生活 (入浴、排泄、食事等) の介助及び援助
機能訓練 担当職員	(生活相談員又は 介護職員が兼務)	機能訓練指導員の指導を受けて、生活相談員又は介護職員が日常生活やレクリエーション、行事等を通じて機能訓練を行う

2. (介護予防) 認知症対応型通所介護ハーモニーこがなの家の目的と運営方針

当事業所は、要介護（要支援）状態と認定されたご利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

本施設の運営の方針である、“その人らしい自立した日常生活の実現”のことばの通り、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え、その人らしくあり続ける暮らしを共に築くことを目標としています。

3. 営業日及び時間

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月30日～1月3日は休業とします。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとします。

（基本提供時間は午前9時30分から午後4時30分までとします）

4. 事業内容

当事業所の内容は次のとおりとします。

(1) サービスの種類

サービスの種類は次の通りです。

- ① 認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助
- ⑧ 送迎サービス

(2) サービスの内容

サービスの内容は次の通りです。

No.	種 類	内 容
1	介護計画の作成	◎ ご利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ「(介護予防)認知症対応型通所介護計画」を作成し、それに基づいて適切なサービスを提供します。
2	食 事	① 管理栄養士が作成する献立表により、栄養とご利用者の身体状況を加味した食事を提供します。昼食は12時00分とします。 ② ご利用者が参加しての調理も生活リハビリの一環として行います。
3	入 浴	◎ 一般浴槽または特殊浴槽にて入浴していただきます。 入居者の身体の状態により清拭となる場合があります。
4	排 泄	◎ ご利用者の状況に応じ、適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。
5	健康管理	① バイタル測定等簡単な健康管理を行います。 ② 緊急時には主治医、協力医療機関、協力歯科医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ③ 緊急時の場合は、予めお聞かせ頂いている連絡先に事前に連絡しますが、やむを得ない場合には、受診後に連絡させていただきます。
6	機能訓練	◎機能訓練指導員の指導を受けて、生活相談員又は介護職員が日常生活やレクリエーション、行事等を通じて機能訓練を行う。
7	相 談 援 助	◎ 当施設には相談員が勤務しております。生活、介護等のことでお悩みの際は、お気軽にご相談下さい。
8	送迎サービス	◎ 障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とするご利用者については、専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。 ◎ 利用者の居住実態のある場所（近隣の親戚の家）も含まれます。 ◎ 他の事業所や障害福祉サービス事業所の利用者と同乗する場合があります。

◎通常の送迎エリアは次のとおりとする。

北 「久世上久世町の一部から南」相談に応じます。

西 「桂川よりも西 JRよりも東」

東 「祥久橋東付近」「赤池付近」一号線と桂川の間については相談に応じます。

南 「樋爪近辺」

※ エリア外の場合は、送迎費として500円頂く場合があります。

5. サービス提供の記録について

※ 当施設ではサービス実施記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。

※ ご利用者及びご家族は、当施設内において、ご利用者あるいはご家族に関するサービス実施記録を閲覧できます。

6. 認知症対応型通所介護従業者の禁止行為について

当事業所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他ご利用者又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 心身の状況の把握

当事業所のサービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

8. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 当事業所のサービス提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「認知症対応型通所介護計画」の写しを、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

9. 利用料及びその他の費用

当事業所が提供する（介護予防）認知症対応型通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるとします。概ね1日の基本利用料は次のようになります。

(1) 認知症対応型通所介護の1日の基本利用料金

算定項目	要介護	1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	944円	1,887円	2,830円
	要介護2	1,044円	2,087円	3,130円
	要介護3	1,146円	2,292円	3,438円
	要介護4	1,248円	2,496円	3,744円
	要介護5	1,349円	2,697円	4,045円

算定項目	要介護	1割	2割	3割
6時間以上 7時間未満	要介護1	834円	1,667円	2,501円
	要介護2	925円	1,849円	2,773円
	要介護3	1,013円	2,026円	3,039円
	要介護4	1,100円	2,199円	3,298円
	要介護5	1,189円	2,378円	3,567円

算定項目	要介護	1割	2割	3割
5時間以上 6時間未満	要介護1	814円	1,627円	2,441円
	要介護2	901円	1,802円	2,703円
	要介護3	988円	1,975円	2,963円
	要介護4	1,072円	2,144円	3,216円
	要介護5	1,160円	2,319円	3,479円

算定項目	要介護	1割	2割	3割
4時間以上 5時間未満	要介護1	544円	1,087円	1,630円
	要介護2	598円	1,195円	1,792円
	要介護3	652円	1,304円	1,956円
	要介護4	706円	1,412円	2,118円
	要介護5	760円	1,520円	2,279円

算定項目	要介護	1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	518円	1,036円	1,554円
	要介護2	571円	1,142円	1,713円
	要介護3	622円	1,243円	1,864円
	要介護4	675円	1,349円	2,023円
	要介護5	726円	1,452円	2,178円

算定項目	要介護	1割	2割	3割
2時間以上 3時間未満	要介護1	342円	684円	1,026円
	要介護2	377円	754円	1,130円
	要介護3	411円	821円	1,231円
	要介護4	445円	889円	1,333円
	要介護5	479円	958円	1,437円

(2) 介護予防認知症対応型通所介護の1日の基本利用料金

算定項目	要支援	1割	2割	3割
7時間以上	要支援1	814円	1,627円	2,441円
8時間未満	要支援2	910円	1,819円	2,729円

算定項目	要支援	1割	2割	3割
6時間以上	要支援1	721円	1,441円	2,162円
7時間未満	要支援2	803円	1,606円	2,409円

算定項目	要支援	1割	2割	3割
5時間以上	要支援1	703円	1,406円	2,108円
6時間未満	要支援2	783円	1,566円	2,349円

算定項目	要支援	1割	2割	3割
4時間以上	要支援1	473円	946円	1,418円
5時間未満	要支援2	525円	1,049円	1,573円

算定項目	要支援	1割	2割	3割
3時間以上	要支援1	452円	903円	1,355円
4時間未満	要支援2	502円	1,003円	1,504円

算定項目	要支援	1割	2割	3割
2時間以上	要支援1	298円	595円	893円
3時間未満	要支援2	331円	661円	991円

(3) その他加算

2022年9月改定

【ご利用にあたっての重要事項説明について】P.7 改訂

《詳細について》

① 1日あたりのおおよその一部負担額です（1円前後の誤差があります）。

② 施設で入浴をご利用の場合は「入浴介助加算Ⅰ」を算定します。

【1日あたり 1割 43円 2割 85円 3割 127円】

③ a: 介護福祉士70%以上若しくは勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置

「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」【1日あたり 1割 24円 2割 48円 3割 72円】

b: 介護福祉士50%以上配置

「サービス提供体制強化加算（Ⅱ）」【1日あたり 1割 19円 2割 38円 3割 57円】

c: 介護福祉士40%以上若しくは勤続年数7年以上の介護職員が30%以上配置

「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）」【1日あたり 1割 7円 2割 14円 3割 21円】

④ 若年性認知症の方を受入れた場合に算定します。

「若年性認知症利用者受入加算」 【1日あたり 1割 64円 2割 128円 3割 192円】

※福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 8.1%（※2024年6月1日より適応）

(4) 日常生活に係る費用

費用			家族様への説明
食事代	1回	650円	年 月 日
おやつ代	1回	100円	
教養娯楽費(写真含む)	1日	50円	
おむつ代	1枚	100円	

《内容について》

① おやつ代 : 飲み物（コーヒー、ココア、紅茶、生姜湯など）、菓子（洋風、和風）などをご用意します。

② 教養娯楽費 : 文具（折り紙、絵の具、画用紙、塗り絵など）、レクリエーション材料等に充当します。

(5) 支払方法

毎月10日以降に前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払い下さい。お支払方法は、ゆうちょ銀行口座から引き落としさせていただきます。

ゆうちょ銀行からの引き落としについては、その月の20日にできなかった場合は、27日が再引落日となります。

10. 苦情等の申し立て・解決

- ① ご利用者、またはご家族からの苦情等の申し立てに迅速、且つ適切に対応できるよう、相談窓口を設けています。お気軽にご相談下さい。(担当者：峠 TEL：075-334-5725) また、1階相談室前廊下に「ほめてくださいしかってください」意見箱を用意しています。アンケート用紙にご記入の上お申し出ください。
- ② 施設において解決できなかった場合
当法人において、双方の話し合いによって解決できなかった場合には、当法人施設以外に相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

【行政機関】 京都市伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護窓口	所在地：京都市伏見区鷹匠町39番地の2 電話：075-611-1101 FAX：075-611-2278
【公的団体】 京都府国民健康保険団体連合会	所在地：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電話：075-354-9051 FAX：075-354-9055
【同】 京都府福祉サービス運営適正化委員会	所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル 京都府立総合福祉会館5階 京都府社会福祉協議会内 電話：075-252-2151 FAX：075-252-6310

※【第三者評価実施】令和3年4月9日

【評価機関】 きょうと福祉ネットワーク（一期一会）

（京都介護・福祉サービス第三者評価 web サイトで閲覧できます）

11. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間：交通事情等で、通常送迎時間と異なる場合がありますのでご理解ください。
- ② 体調確認：あらかじめ検温のご協力をお願い致します。異常が無ければ利用可能となり、体調不良、(体温37.4以上)がある場合中止とさせていただきます。
- ③ サービスの変更：体調不良等で、利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。
- ④ 時間変更：通所介護計画に基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。
- ⑤ 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮ください。職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

12. 衛生管理等

- ① 当事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

13. 緊急時・事故発生時の対応

- ① サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② サービス提供時にご利用者に対して、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。
- ③ 当事業所は「社会福祉施設総合保険」に加入し、事故発生時に対応しています。
- ④ 事業所内での事故については、その原因の究明に努め、再発防止に取り組みます。

14. 非常災害時の対応

- ① 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
* 災害対策に関する担当者（防火管理者）は特定施設管理者、窪田俊輔です。
- ② 別に定める「地域密着型特定施設ハーモニーこがなの家消防計画」に則り、対応を行います。
（ア）防災設備、消火器、防火扉等を設置しています。
（イ）防訓練は年2回、実施しています。

15. 身体的拘束について

当事業所は、原則としてご利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく最低限度の範囲内で身体拘束を行うと施設長が判断する場合がある。その際、当施設の記録に加え協力医療機関の医師はその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施しています。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
また、委員会については、本体施設ハーモニーこがと連携し実施する。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

16. 虐待の防止に関する事項

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は施設長です。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。また、委員会については、本体施設老健ハーモニーこがと連携して実施します。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. ハラスメントの防止対策

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止対策に向け取り組みます。

（1）事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求など性的な嫌がらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族などが対象となります。

（2）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

（3）職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考えについて研修を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

（4）ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な処置、利用契約の解約等の措置を講じます。

18. 個人情報の保護について

（1）当事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

（2）施設が取り扱うご利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該ご家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

19. 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 地域との連携について

サービス提供にあたっては、ご利用者、ご利用者のご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けています。

21. ご家族のご協力についてのお願い

ご利用を始められるに当たり、ご家族の皆さんに以下の点についてご理解とご協力をお願いします。

(1) 生活上のリスク（危険）について

当事業所は原則として、人権への配慮、自己決定の視点から、体をしばる等の身体拘束は行わないこととしています。日常生活上は事業所内での事故が起こらないよう、最大限の配慮をしておりますが、時として転倒による骨折、徘徊による無断外出、誤嚥（ごえん）による肺炎等の事故も想定されます。

当事業所にもご家庭と同じような危険な場面があることを十分にご理解いただきますよう、お願いします。

(2) お心付けについて

ご利用者、またはご家族からのお心づけは堅くお断りしております。

(3) 衣類等への記名について

衣類等、個人の持ち物については、必ずお名前をお書き下さいますようお願いいたします。なき場合は紛失の原因ともなりかねませんので、予めご準備をお願いします。

22. 重要事項説明の年月日

当事業所のご利用開始にあたり、ご利用者及びご家族等に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明、交付いたしました。

令和 年 月 日

(事業者) <住 所> 京都市伏見区久我石原町1-4-1
<名 称> 社会福祉法人くらしのハーモニー
<事業所名> 認知症対応型通所介護
ハーモニーこがなの家
<施設長名> 丸山 貴司 印

私は、契約書および本書面により、当事業所についての重要事項の説明を受け、同意しました。ハーモニーこがなの家の利用料金の支払については連帯して責任を負うことを確認します。

なお、上記の説明を受けたことを証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、利用者及びご家族及び代理人、当事業所が各1通を保有するものとします。

(ご利用者) <住 所>
<氏 名> 印

(ご家族) <住 所>
<氏 名> 印
(続柄)

(代理人) <住 所>
<氏 名> 印
(続柄)